

## 第5 収容人員の算定

### 1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い、規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (2) 法第8条の適用については、棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）で算定する。
- (3) 令第24条の適用については、棟単位で階の収容人員を合算した数、令第25条の適用については、階単位の収容人員とする。
- (4) 防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (5) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途に供される部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下で、かつ、300㎡未満であることにより（第2章第1節第3.1.(2).②参照）、主たる用途として取り扱われている防火対象物（みなし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。

### 2 収容人員算定上の留意事項

- (1) 従業者の取扱いは、次によること。
  - ① 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあつては、従業者として扱わないこと。
  - ② 交替制の勤務体制をとっている場合は、1日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とする。したがって、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数とはしない。
  - ③ 令第24条及び令第25条の適用にあたっては、次のとおりとする。
    - ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
    - イ 階単位で収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂及び会議室等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定する。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とする。
- (2) 床面積による収容人員の算定の取扱いは、次によること。
  - ① 単位面積当たりで除した際の1未満の端数は原則として切り捨てるものであること。ただし、令別表第1(5)項イの和式の宿泊室等における算定の際に生じた端数については、切り上げること。（第5-2表 5項イ参照）
  - ② 廊下、階段及び便所等は、原則として収容人員を算定するにあたって床面積に含めないものであること。

## 第5 収容人員の算定

- (3) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。
- ① ソファ等はいす席
  - ② いす席相互を連結したいす席
  - ③ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席
  - ④ 固定的（恒常的）なテーブルに通常対応するいす席
- (4) 令別表用途の中に存する専用住宅の居住者は、収容人員の算定に含めないものとする。
- (5) 令別表第1(5)項ロ（寄宿舍、共同住宅等）の収容人員の算定にあたっては、次によること。
- ① 算定要素  
居住者の人数
  - ② 算定する場合の取扱い  
寄宿舍、共同住宅に常時居住している者の人数をもって収容人員とする。  
ただし、新築、居住者の出入りが激しい等で実態把握が困難な共同住宅にあつては、住戸のタイプ別の数に、次の表により算定した居住者数をそれぞれ掛け合わせて得た数を合算し収容人員とする。（第5－1表）

**第5－1表**

住戸のタイプ	1K, 1DK, 1LDK, 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK
算定居住者数	2人	3人	4人	5人

第5-2表

区分		収容人員の算定方法
1項	イ	<p>従業者の数+客席部分の人数等=収容人員</p> <p>1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾0.4mで1人）</p> <p>2 立ち見席は、当該床面積0.2㎡で1人（椅子席の通路は含まない）</p> <p>3 その他の客席は、床面積0.5㎡で1人</p> <p>4 サークル活動室（和室）は0.5㎡で1人、ダンス教室及びフィットネスクラブは3㎡で1人</p> <p>※葬祭場のロビー部分は、休憩及び飲食等の用途がなく人の滞留が一時的なものについては算定しない。</p>
	ロ	<p>従業者の数+客席部分の人数等=収容人員</p> <p>1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾0.5mで1人）</p> <p>2 出演者等が在室する楽屋、控室及びその他の部分は、当該床面積3㎡で1人</p>
2項	イ	<p>1 観覧、飲食、休憩用の固定式の椅子席の数（長椅子は巾0.5mで1人）</p> <p>2 和式、立ち見席は、床面積3㎡で1人</p> <p>3 遊技機械器具を使用して遊技することができる者の数</p> <p>なお、遊技人員が明確に限定できないものにあつては、次によること。</p> <p>(1) ボーリング場は、レーンに付属する固定式の椅子席の数とする。</p> <p>なお、場内にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。</p> <p>(2) ビリヤードは、1台につき2人とする。</p> <p>(3) 麻雀は、1台につき4人とする。</p> <p>(4) ルーレット等ゲーム人員の制限のないものについては、台等の寄りつき部分0.5mにつき1人として算定する。</p> <p>4 ディスコ、ダンスホールの踊りに供する部分は、その他の部分として3㎡で1人</p>
	ロ	<p>1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾0.5mで1人）</p> <p>2 待合室は、当該床面積3㎡で1人</p>
3項	イ	<p>従業者の数+客席部分の人数等=収容人員</p> <p>1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾0.5mで1人）</p> <p>2 その他の部分（和式、客席等）は、床面積3㎡で1人</p>
4項		<p>従業者の数+従業者以外の者等=収容人員</p> <p>1 売場の床面積を4㎡で1人（陳列棚、ショーケース等を置いている部分面積に入れる。）</p> <p>2 飲食又は休憩の用に供する部分の床面積を3㎡で1人（固定式の椅子席等がある場合でも3㎡で1人とする。）</p> <p>※大規模物販店内の4項の機能従属として取り扱われている遊技場については、4㎡で除して算定すること。</p>

第5 収容人員の算定

5 項	イ	<p>従業者の数 +</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊室 <ul style="list-style-type: none"> <li>洋室 <ul style="list-style-type: none"> <li>シングルベッドで1人</li> <li>ダブル又はセミダブルベッドで2人</li> </ul> </li> <li>和室 <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積 6 m<sup>2</sup>で1人</li> <li>団体客を宿泊させる部分は 3 m<sup>2</sup>で1人</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>集会・宴会・飲食・休憩の用に供する部分 <ul style="list-style-type: none"> <li>椅子の数（長椅子は巾 0.5mで1人）</li> <li>床面積 3 m<sup>2</sup>で1人</li> </ul> </li> </ul> <p>1 簡易宿泊所の階層式寝台は上下別に床面積 3 m<sup>2</sup>で1人、ベッド式はベッドの数で算定する。</p> <p>2 通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね 3 m<sup>2</sup>で使用実態のある和室にあっては、宿泊室を 3 m<sup>2</sup>で除すること。 なお、算定の際に生じた端数は切り上げること。</p> <p>3 一の宿泊室に和式部分と洋式部分が併存するものは、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものはこの限りではない。</p> <p>4 宿泊室にセミダブル又はダブルベッドが設置されているが、実態として当該ベッドに1人のみの使用が確認できる場合（旅館業営業許可申請書等の収容定員により確認できる場合）は、当該ベッドにつき1人として算定することができる。</p>
	ロ	<p>居住者の数により算定する。</p> <p>※メゾネットタイプの場合は、原則として、共用廊下等に面する主たる出入口の存する階（以下「主たる階」という。）に全居住者数を算入すること。</p> <p>※下宿、寄宿舎の場合は、寮管理規程及び契約書等により実態を把握する。一般的に6畳（和室、洋室）以下は1室1人とする。</p>
6 項	イ	<p>医師、看護師等の数 +</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病室内にある病床の数</li> <li>待合室は床面積 3 m<sup>2</sup>で1人</li> </ul> <p>1 廊下を待合室にしている場合は、建基令第119条に規定する廊下幅員以外の部分を 3 m<sup>2</sup>で除する。</p> <p>2 病院等の乳幼児は、収容人員に含める。</p> <p>3 予防診断制度を実施している診療所等についても規則第1条の3によって算定する。</p> <p>4 透析専門の医院の場合は、透析用ベッドの数を加算すること。</p>
	ロ	<p>従業者の数 + 要保護者の数 = 収容人員</p>
	ハ	<p>教職員の数 + 児童生徒等の数 = 収容人員</p>

7項		教職員の数+児童・生徒・学生の数=収容人員 ※大学内の飲食の用に供する部分は3項の算定方法、本屋及びコンビニエンスストア等の部分は4項の算定方法によりそれぞれ算定すること。
8項		従業者の数+閲覧室、展示室、会議室、休憩室の床面積の合計を3㎡で1人=収容人員 ※書架、陳列ケース等を置いている部分も床面積に含める。
9項	イ ロ	従業者の数+浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で1人=収容人員 ※休憩の用に供される部分には、体育室、待合室、娯楽室等を含む。
10項		従業者の数=収容人員 ※車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者の他に従属的な業務に従事する者を含む。(例えば、食堂、売店の従業者、ポーターを含めること。)
11項		神職、僧侶、牧師、その他の従業者の数+礼拝、集会、休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で1人=収容人員 ※固定椅子の礼拝堂等であっても3㎡で除すること。 ※納骨堂の従業者以外の者が使用する部分の床面積については、納骨その他施設部分を除くものとする。
12項	イ ロ	従業者の数
13項	イ ロ	従業者の数
14項		従業者の数
15項		従業者の数+従業者以外の者が使用する部分の床面積3㎡で1人=収容人員 ※以下に掲げる用途の場合の「従業者以外の者が使用する部分」については、次によること。 1 理髪店、美容室：待合部分 2 ゴルフ練習場：休憩又は待合の用に供する部分及び*練習打席 ※練習打席の算定は3㎡で除せず、練習打席数とすること。 3 学習塾：教室（学習室） 4 駐輪場：なし 5 モデルルーム：商談スペース及びキッズスペース等 6 留守家庭子ども会（学童保育）：保育スペース
17項		床面積を5㎡で除して得た数
新築工事中 の建築物		従業者の数+仮使用承認を受けた部分がある場合は、その部分の用途ごとの算定方法により算定した数

## 第5 収容人員の算定